

茨城県農林水産部産地振興課 露地野菜G
FAX：029-301-3939
E-mail：sansin3@pref.ibaraki.lg.jp

令和6年度茨城県産ほしいもプロモーション展開事業業務委託
質疑・回答書

質疑・回答内容

(1)「プロモーションには、R5年度に決定したキャッチコピー及びロゴを使用するとともに、茨城県ほしいもアンバサダーを積極的に活用すること」について
Q:茨城県ほしいもアンバサダーは谷まりあさん(プラチナムプロダクション所属)で相違ありませんか? また出演料等も、今回の公募金額込みの理解で間違いありませんか?”

A:茨城県ほしいもアンバサダーは谷まりあさん(プラチナムプロダクション所属)です。また、出演料等も委託業務の経費に含まれます。

(2)「本県産ほしいもPR動画の制作」について

Q:二次利用については、アンバサダー側の判断に関わる部分が大きいと考えます。アンバサダー契約に「ほしいものPRに関わる制作物の二次利用は可能」ような契約はすでにあると考えてよいでしょうか? ない場合は、受託者側でその部分について相談するということになりますか?

A:

茨城県ほしいもアンバサダー設置要綱には、「ほしいものPRに関わる制作物の二次利用は可能」というような項目はありません。

受託者側で調整していただくこととなります。

Q:二次利用がコスト等諸条件で折り合いがつかない場合は、起用を見送ることも可能でしょうか?

A:

原則として、アンバサダーを起用していただきます。

(5)「イベント出展」について

Q:すでに計画されているツーリズム EPO ジャパンなど都内イベントのスケジュールがわかれば教えていただきたいです。

A:

当方では、ツーリズム EPO ジャパンなど都内イベントのスケジュールを把握しておりません。スケジュール等を確認した上で出展するイベントを提案してください。

(8)「その他 ・提案については、著名人の起用の有無に関わらず確実に履行できる内容とすること」について

Q:別の著名人起用の提案も可能でしょうか？

A：可能です。

(8)「その他 また、食品に関する競合排除は考慮しなくて構わないが、他自治体のほしいも及びかんしょ関連の競合については考慮すること」について

Q:アンバサダーの取り組みには、現時点でこのような制約は特にないという理解でよいでしょうか？

A：

茨城県ほしいもアンバサダー設置要綱には、「食品に関する競合排除」や「他自治体のほしいも及びかんしょ関連の競合」についての制約はありません。